

福島県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(目的)

第1 福島県におけるアレルギー疾患対策の推進に当たり、必要な事項を検討するため、「福島県アレルギー疾患医療連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は次の事項について協議する。

- (1) アレルギー疾患に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患にかかる診療連携体制の整備及び情報提供並びに人材育成等の推進に関すること。
- (3) その他、アレルギー疾患対策の推進に必要な事項。

(構成)

第3 協議会委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命した委員で組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 地域医療機関関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他、知事が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- (2) 会長は、協議会の会務を総括する。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を述べさせることができる。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代行する。

(開催)

第5 協議会は会長が招集する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和元年11月13日から施行する。